

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

政経パーティー券を購入した場合

Q : 政治家の後援会主催による政経パーティーのパーティー券を購入しました。このような購入費用は、税務上どのように取扱われますか？

A : 政経パーティー券の購入費用は寄附金として取扱われ、一定の限度額の範囲内であれば損金算入が認められます。

【解説】

政経パーティーは、パーティーという形式をとりながらもその実態は政治資金作りであることから、会社が購入したパーティー券相当額は寄附金として取り扱われます。

寄附金は、対価性がなく事業関連性も明確でないため、本来であれば、法人税法上損金算入が認められない性格のものですが、事業遂行上必要な寄附もあると考えられることから、一定の限度額の範囲内であれば損金算入が認められています。損金算入できる範囲は、その寄附金が①国等に対する指定寄附金②特定公益増進法人に対する寄附金③その他一般の寄附金などのいずれに該当するかによって異なりますが、政治献金は一般の寄附金に該当しますので、損金算入できる範囲は次のとおりとなります。

損金算入限度額={ (資本等の金額×当期の月数/12×2.5/1,000) + (所得の金額×2.5/100) } × 1/2

なお、パーティーに参加し、会社と政治家との親睦を図ったような場合には、飲食費等の実費相当額を交際費として処理する方法も認められています。

